

滋賀県醒井養鱒場内施設外壁修繕業務 仕様書

1 業務目的

滋賀県醒井養鱒場内の種苗生産生育施設において、施設内の衛生環境を確保し、伝染病等の発生を防止するため、各種病原体を媒介する小動物等の侵入経路となりうる開口部をふさぐ外壁の修繕を実施する。

2 対象施設

滋賀県醒井養鱒場（米原市上丹生）内の種苗生産生育施設 3 棟（A棟、B棟およびC棟）

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年(2026年) 2 月27日(金)まで。

修繕作業を行うにあたっては、施設運営に支障がないよう配慮することとし、原則として土・日・祝日、年末年始（令和 7 年12月28日から令和 8 年 1 月 4 日）を除く日の 9 時00分から17時00分 to 実施することとするが、施設運営に支障のない範囲で上記日時以外の実施も可とする。

修繕作業の実施にあたっては、事前に施設管理者と日程や作業方法を調整すること。

4 履行内容

(1) 3 棟共通事項（仮設および準備）

ア 現地確認と作業計画協議

作業を行うにあたり現地確認を行い、修繕対象箇所と修繕方法等を整理のうえ、発注者および施設管理者と協議すること。

イ 建物周囲の草刈り

修繕作業に支障となる周囲の雑草等の刈り取りを行う。なお、刈草の運搬処分は本業務に含まない。

ウ 仮設足場等

脚立、足場板等、修繕作業に必要な足場等を設置する。

(2) 3 棟共通事項

ア 外壁波板の穴の補修

外壁の波板が破損し穴があいている範囲について、ポリカーボネート波板を用いパッチ補修を行う。補修材は波板用ビスを用いて固定する。

イ 外壁波板の浮き等の補修

外壁の波板の既存の固定が甘くなり、波板の浮きや変形が発生している箇所がないか外壁(波板)全体の点検を行い、浮き等が発生している範囲において、隙間の発生を防止するため、新たな波板用のビスを用いて波板の再固定を行う。

なお、建物の角等のコーナー経部においては、ガルバリウムLコーナー等も組み合わせて波板を固定し、隙間の発生をおさえるものとする。

ウ その他開口部の補修

鋼材の腐食孔や取り合い部の隙間等、小動物の侵入経路となりうる開口部について、コーキング剤やモルタルの充填等により、閉塞するものとする。

(3) A棟個別事項

ア 南面窓枠下部の補修

窓枠下部に生じている開口部にガルバリウム鋼板を張り付け、開口部を閉塞するものとする。

イ 東面軒天の補修

A棟の屋内に張り出している隣接建物の軒天部からの小動物の侵入を防止するため、腐食した当該軒天部の板を、塗装を施したケイ酸カルシウム板に張り替えるものとする。なお、外壁作業と異なり、屋内での作業となるため、必要に応じて別途足場を設置するとともに、飼育池内にごみが入らないよう養生するものとする。

ウ 北面西端の庇の補修

北面屋外(西側)の庇について、鋼材の隙間からの小動物の侵入を防止するため、鼻隠し等にガルバリウム鋼板を設置するとともに、軒天部については塗装を施したケイ酸カルシウム板を設置するものとする。

(4) B棟個別事項

ア 北面外壁の波板の張り増し

外壁波板の固定先である建屋の鋼材に変形が生じ、外壁波板にもたわみ・隙間が生じている。鋼材の変形が生じているため、パッチ補修によりすべての開口部をふさぐことが困難な状況であり、たわみが生じている範囲をカバーするように、既存の外壁波板の上から新たな波板を面的に覆う(張り増しする)ことで、開口部の閉塞を行う。

なお、波板の張り増しにあたっては、既存の波板との接着部に開口部が生じないよう、既存の波板固定用フックを撤去し、既存波板を洗浄したうえで、新たな波板を設置し、波板用ビスで固定するものとする。

イ 波板下端の隙間の閉塞

対象施設の構造上、外壁波板の下端およびコンクリートブロック間に隙間が生じていることから、空洞部に下地用の木材を設置し、波板用ビスで固定し、隙間を閉塞すること。なお、下地用木材については、事前に防腐処理を行うこと。

(5) C棟個別事項

ア 波板下端の隙間の閉塞

対象施設の構造上、外壁波板の下端およびコンクリートブロック間に隙間が生じていることから、コーキング剤を充填し、隙間を閉塞すること。

(6) その他対応

上記(1)から(5)のほか、業務目的に照らして閉塞が必要な開口部等がある場合には、補修を行うこと。

(7) 廃材等の処分

使用材料の端材や撤去した固定金具等は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い適切に処分し、処分終了後には産業廃棄物管理票の写しを発注者に提出するものとする。

5 施工条件

(1) 契約締結後、速やかに施工計画書(工程表、施工体系図等)を発注者に提出すること。

なお、契約書17条の3に規定する再委託を行う場合は、その申請書を提出し確認を受けること。

(2) 本業務に使用する材料は、全て設計図書に適合するものとし、水産試験場による事前確認を得ること。ただし、現場の状況によりこれによることができないときは、水産試験場と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。

(3) 取付工具等の一時使用や手洗い等に伴う水および電力の使用については、無償とするが、作業内容等とともに水および電力の使用について事前に各施設管理者に了承を得ることとする。

(4) 作業員用のトイレは、施設管理者の了承の上、利用できることとする。

(5) 本業務の修繕対象施設は、養殖魚の種苗生産施設であり、衛生管理区域内に位置する

- ことから、区域内への出入り及び区域内での作業にあたっては、消毒対応可能な長靴等を用意し、出入りの都度消毒を行うほか、施設管理者の指示に従い衛生管理を行うこと。
- (6) 施工にあたり、関係法令を遵守すること。

6 その他

- (1) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、受注者は、契約書第17条に規定する再委託を行う場合は、県内に本店を有する者を優先的に再委託先等に選定するように検討すること。
- (2) 入札説明会は実施しないこととする。
- ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から17時00分までの間で発注者に事前連絡の上、日時等を調整すること。なお、施設管理者の連絡先は事前連絡時に発注者から伝える。
- (3) 作業完了まで施設管理者との連絡を密にすること。
- (4) 業務を実施する中で、本仕様書に記載する事項について変更が必要であると判断した場合は、変更が必要な施設名、変更内容、変更に係る見積金額、変更理由を記載した書面を発注者へ提出の上、仕様書別紙「業務変更指示書」による指示を受けること。なお、契約書第12条に規定する契約内容の変更については、業務変更指示書に記載の内容に基づき、全施設の仕様が確定した時点で一括して実施することとする。
- (5) その他、本業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は発注者と協議し、その指示に従うこととする。

別紙 業務変更指示書

令和 年 月 日

●●●●●●●●●●
○○ ○○ 様

滋賀県水産試験場長

業務変更指示書

滋賀県醒井養鱒場内施設外壁修繕業務仕様書に基づき、下記の業務に係る変更を指示します。

記

1. 変更対象施設名：

2. 変更内容

変更前	変更後	変更理由

上記の業務変更指示書について了承しました。

令和 年 月 日

●●●●●●●●●●
○○ ○○ 印